

# これまでの部会で扱った議題関係の取組状況

---

# 目 次

1. 使いやすい地域公共交通の実現に向けた取組状況	1
2. 船員の確保・育成に係る取組状況	5
3. 造船業における人材の確保・育成に係る取組状況	6
4. 国民の海への親しみ、理解の向上に係る取組状況	8
5. 海事分野における新産業創出に係る取組状況	9

# 1. 使いやすい地域公共交通の実現に向けた取組状況

交通政策基本計画(案)を受けて、以下の3つに取り組んでいる。

- ①海陸連結型交通システム（バスフロート船）の実用化に向けた施策
- ②交通ネットワークの効率化への支援（デマンド運航等へ転換する航路の支援）
- ③面的な不定期航路事業の手続きの弾力化による舟運活性化

## 交通政策基本計画(案)(抜粋)

### 第2章 基本の方針、目標と講ずべき施策

#### 基本の方針A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

- 高齢化が進む離島航路の周辺における住民の日常の交通手段の確保や観光旅客需要喚起による地域の活性化のため、陸上の交通機関と旅客船との乗り継ぎの負担を軽減する海陸連結型バス交通システム(バスフロート船)※の開発、旅客船におけるデマンド交通の効果的な活用、本土側のアクセス交通の向上等によるシームレスな輸送サービスの実現を検討する。

※) バスフロート船: 搭載した自動車の中に旅客をとどめて航行するフェリー/RORO船  
(自動車はバスに限らず、タクシー、乗用車等も)

#### 基本の方針B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

- 交通機関自体の魅力向上による観光需要の創出を図るため、地域鉄道の魅力を高める観光列車、2階建て観光バス、水上バスをはじめとした観光用の河川舟運など、交通そのものを観光資源とする取組みの促進方策を検討する。

#### 【参考】

平成26年 9月 交通政策基本計画(原案)パブリックコメント実施  
11月 社会資本整備審議会・交通政策審議会で「交通政策基本計画(案)」を審議・了承

# ①海陸連結型交通システム(バスフロート船)の実用化に向けた施策

- ◆陸海連結型輸送システム(バスフロート船)とは、バス等の車両に乗って乗船した旅客が、車両から降りることなく対岸の目的地まで移動することを可能とするもの。
- ◆高齢化や利用者減少の進展等により、離島航路の維持が課題となる中、①高齢化の進展への対応(バリアフリー化の促進)、②利便性向上(交通結節点問題の解消)が図られる。

## 現在の取組状況

### 1. 実証実験の実施 : H25~H26

- ・総合政策局の実船研究(海上技術安全研究所への委託)により、バスフロート船の実用化に向けた安全性、快適性の確認

### 2. 国(海事局)の安全管理規程の策定指針の改訂の検討

#### ◆現行の指針(原則のみ)

旅客が離岸後着岸するまでの間、車両内にとどまることは原則禁止。

改訂

平水区域を超えないこと等の条件を満たし、安全が確保されると判断される場合には、船長は旅客に対して航行中も自動車内にとどまることを認めることができる。

▼平成26年秋の実験風景(瀬戸内海)



バス(日野ポンチョ) 36人乗り  
総トン数 : 約15GT  
全長 : 16.5m  
速力 : 11.5ノット

## バスフロート船の実用化

- ◆平水区域内のカーフェリー約200隻(航路数約100)のうち相当数がバスフロート船として運航可能
- ◆バス等のデマンド運航と連携することで、ドアtoドアの海陸連結輸送が可能となり、バリアフリー化の一層の促進、乗継の不便の解消につながる

# ②交通ネットワークの効率化への支援(デマンド運航等へ転換する航路の支援)

## 平成27年度政府予算案における新規事項

○これまでの補助対象

一定の航路においてダイヤに基づく運航をする一般旅客定期航路事業のみ

改訂

○補助対象の追加

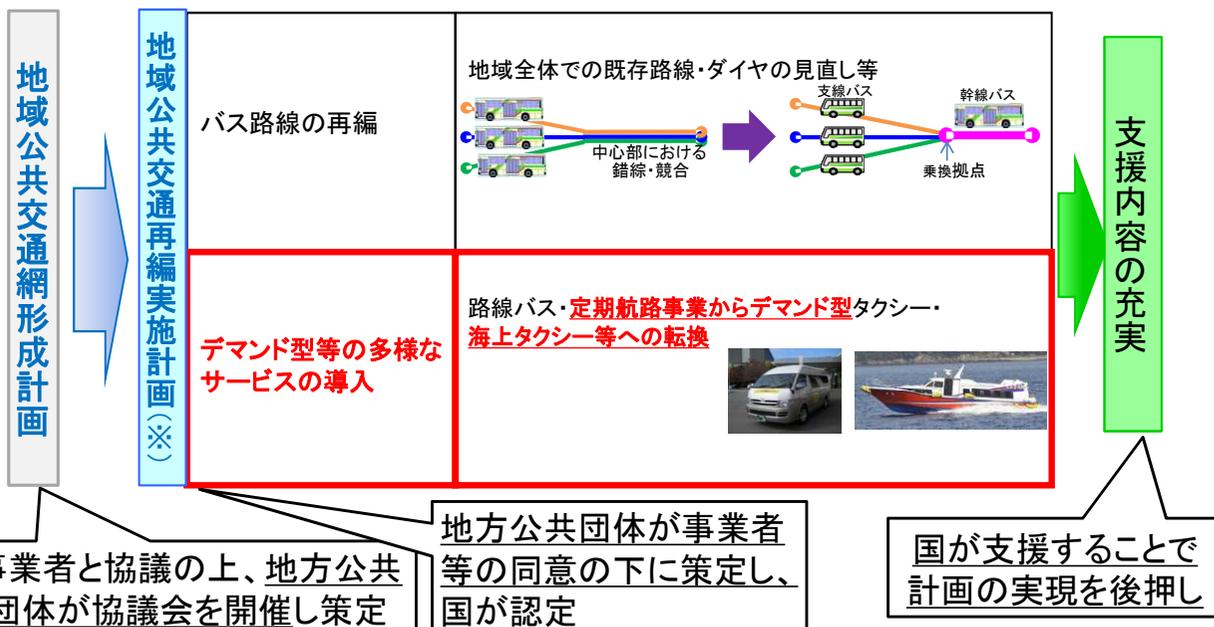
デマンド運航(海上タクシー)等へ転換する場合も補助の対象化

島民のニーズへのきめ細やかな対応

より効率的な運航

双方を同時に実現

地域公共交通活性化再生法における位置づけ



(※)上記はあくまで一例。地域公共交通再編事業への該当性の判断については、個別事例に基づき、法令や基本方針を参照しつつ判断することとなる。

## デマンド運航への転換の検討例

長崎県五島市においては、市内全域で陸・海の交通モード全般を見直す中で、前島、黒島に係る航路については、デマンド方式による運航(海上タクシー)に変更していくことも選択肢の1つとして検討中。

## ○長崎県五島市の市営航路の現状

航路名	距離 時間	使用 船舶	運航 回数	輸送実績	島内 人口
うら まえしま ①浦～前島	4.4Km 15分	19トン 50人乗り	3便/日	4,276人 (平均1.96人/1便)	前島 29人
とみえ くろしま ②富江～黒島	7.2Km 15分	14トン 20人乗り	2便/週	314人 (平均1.24人/1便)	黒島 2人



(定員12名、浦～前島間を運航すると約10分)

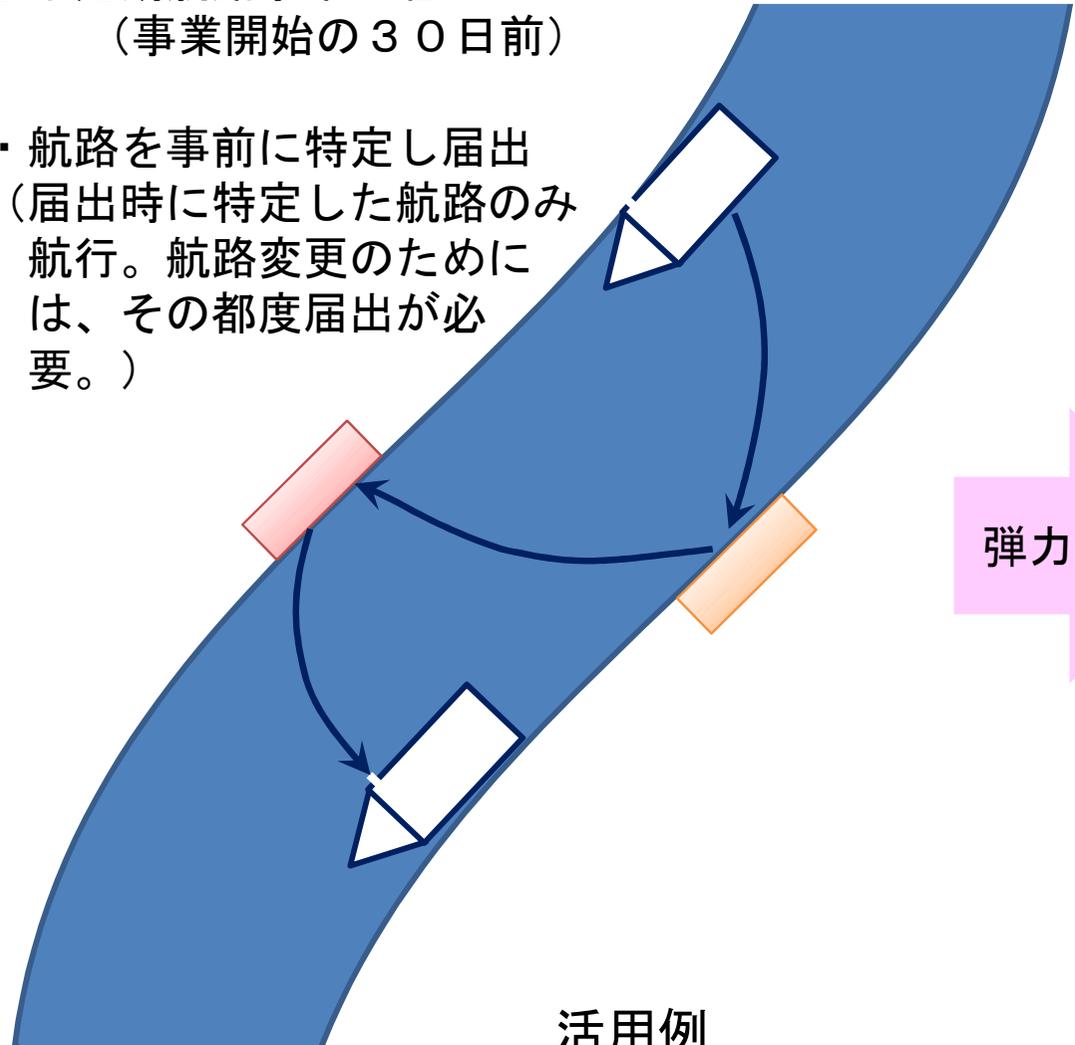
# ③面的な不定期航路事業の手続きの弾力化による舟運活性化

## 現行の手続き

## 今後の手続き

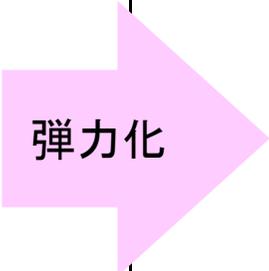
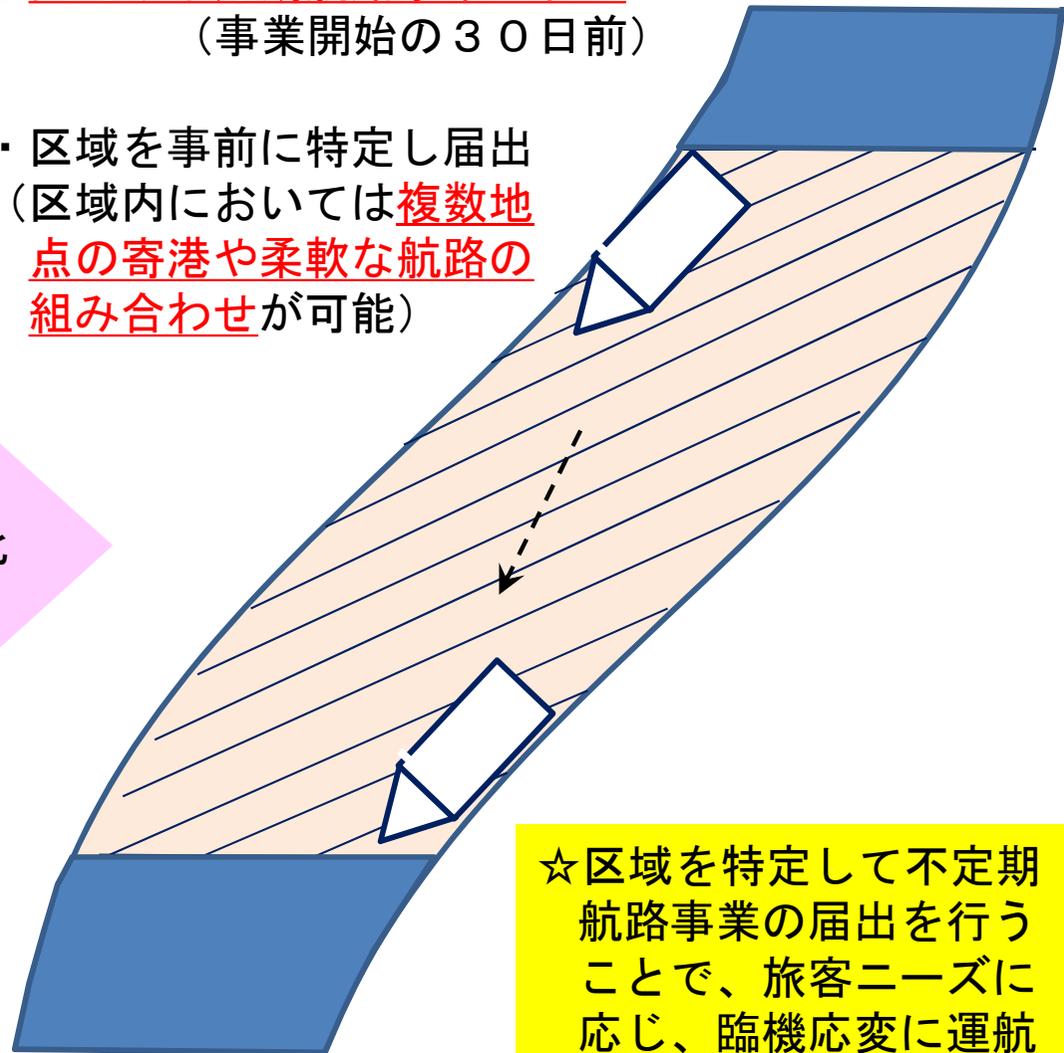
○不定期航路事業の届出  
(事業開始の30日前)

- ・航路を事前に特定し届出  
(届出時に特定した航路のみ  
航行。航路変更のためには、  
その都度届出が必要。)



○面的な不定期航路事業の届出  
(事業開始の30日前)

- ・区域を事前に特定し届出  
(区域内においては複数地点の寄港  
や柔軟な航路の組み合わせが可能)



### 活用例

- ・桜のシーズンに見所の堤防近傍に寄港
  - ・団体利用客の要望に応じて航行
- 等

☆区域を特定して不定期航路事業の届出を行うことで、旅客ニーズに応じ、臨機応変に運航することが可能となる

# 2. 船員の確保・育成に係る取組状況

## 第3回基本政策部会でお示した「今後の方向性」

- ◇内航船員の確保・育成策の新展開
- 中小規模事業者に向けた新しい人材供給システムの確立
- 6級海技士短期養成制度の拡充・支援(短期養成課程卒業者は6級海技士資格取得に必要な乗船履歴を6月に短縮)

### 現在の主な船員就業ルート

#### ◆海技教育機構(例:海上技術学校)

計3年6ヶ月(座学2年9ヶ月 + 乗船実習9ヶ月) → 4級海技士資格



専門教育機関として上位海技資格者を養成

卒業生は主に規模の比較的大きい事業者へ就職

### 新しい人材供給システムの確立

#### ◆民間6級海技士短期養成コース

計10.5ヶ月(座学2.5ヶ月 + 社船実習2月 + 乗船履歴6月) → 6級海技士資格



専門教育機関の未卒業者が短期間で海技資格を取得可能

中小規模事業者向けの即戦力養成コースとして確立を図る

### 取組状況

- ・既存の6級海技士(航海)に加え6級海技士(機関)短期養成制度を新設(平成26年10月)
- ・平成27年度予算において、制度の安定・拡大に必要な支援等を措置

# 3. 造船業における人材の確保・育成に係る取組状況

## (1) 産・学・官による協力の下、地域での連携した取組（平成27年度予算概要）

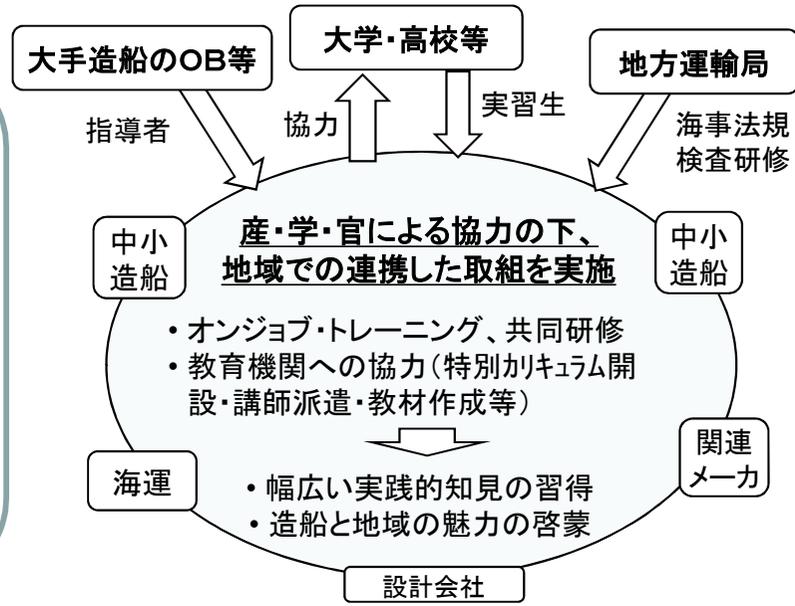
### 背景

- ・造船業は地方圏に拠点を有するが、多くの大学等は都市圏に集中。
- ・将来の担い手となる人材確保が喫緊の課題であるが、造船会社は、中小企業が殆どであり、一社では対応困難。
- ・将来の船舶の開発・設計・製造を担う造船技術・技能者を確保するためには、地方に根付く優秀な人材を呼びよせることが必要。

### 事業内容

地域の造船業及び関連産業と、大学・高校等が連携し、創意工夫による女性を含む学生等に対する**オンジョブトレーニング(OJT)**や**共同研修**、大学等に**特別講座**を開設するなどし、造船技術を習得させるとともに、造船業及びその地域を魅力を実感させることを通じて、地域に根差す人材を発掘・養成する**実証事業を実施**※する。

※造船・船用・海運・設計会社等からなるコンソーシアムによる企画を募集



### 期待される効果

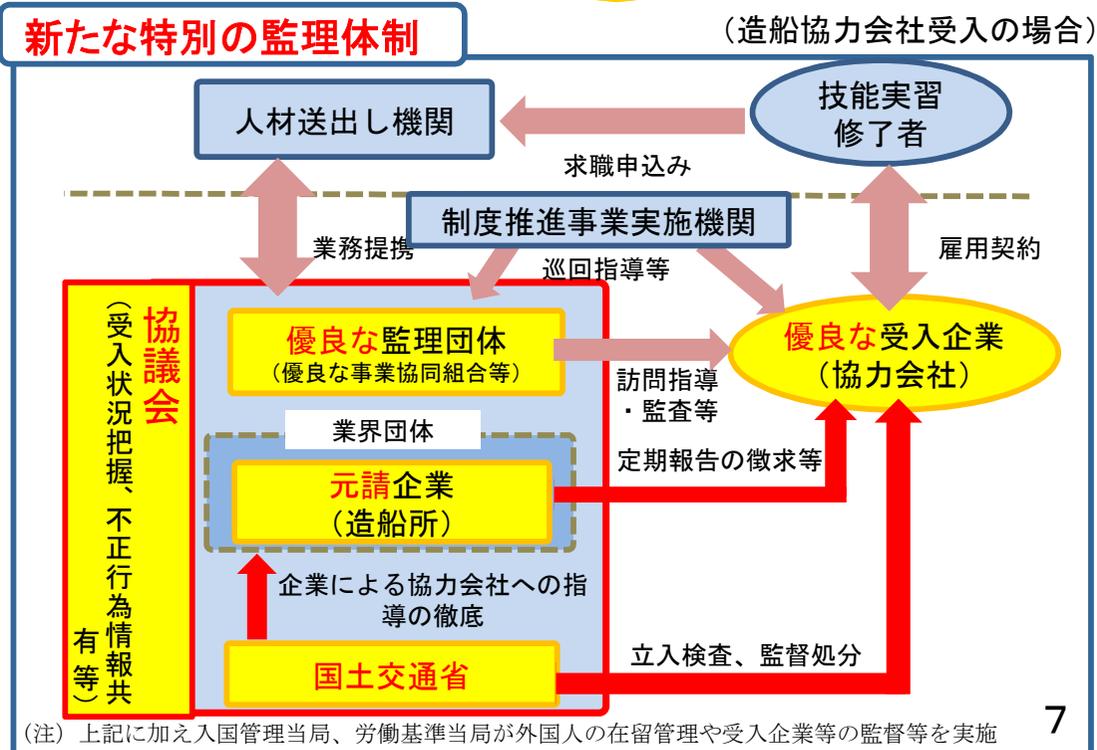
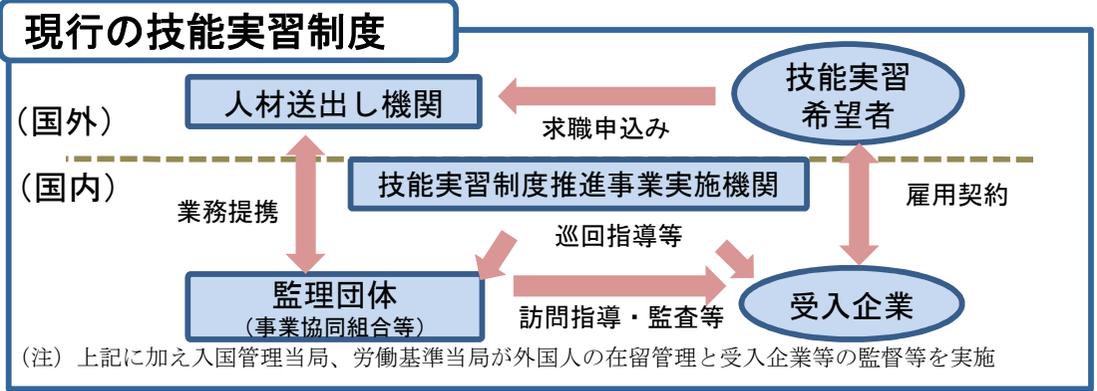
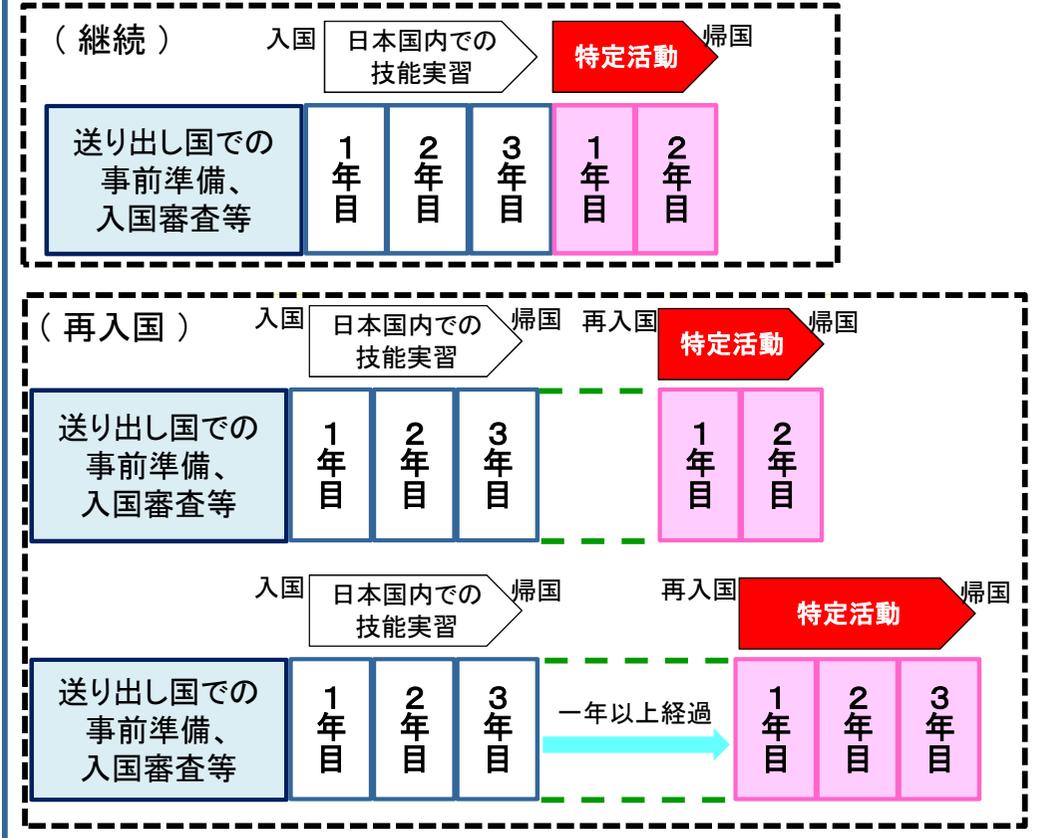
- ・造船と地域と教育機関の連携による人材育成の取り組みを促進し、地域において即戦力となる造船業の設計技術者の確保できる体制を構築を促進。
- ・地域造船業の競争力強化、仕事量の増加。
- ・地域経済活性化・雇用の確保、地域人口の減少にも寄与。

# 3. 造船業における人材の確保・育成に係る取組状況

## (2) 即戦力となる外国人材受入のための監理体制の構築（平成27年度予算概要）

緊急かつ時限的措置として、造船業に外国人材を受け入れるにあたり、従来の技能実習制度を上回る監理体制を構築。具体的には①監理団体を優良なものに限定、②専門家による巡回指導の実施、③情報共有等を行う協議会の設置等を行う。

- ・期 間： 2015年度初頭～2020年度まで
  - ・在留資格： 「特定活動」
  - ・在留期間： 最大3年（下図参照）
  - ・受入対象者： 技能実習の修了者  
（過去に修了し帰国した者を含む）
- ※受入に係る告示やガイドラインは昨年12月26日に公表。



# 4. 国民の海への親しみ、理解の向上に係る取組状況

## 第20回「海の日」行事について

- ・海の恩恵に感謝し、海洋国である日本の繁栄を願う日である「海の日」は、今年、20回目。
- ・これまで、内閣総理大臣メッセージの発出、海洋立国推進功労者の表彰<sup>(注)</sup>、海フェスタイベントの開催等の行事を実施。
- ・今年は、国民の海洋についての理解と関心を一層深めるとともに、海洋国家日本の貢献に対する国際社会の認識を高めるため、広く民間の参画を得るほか、国際海事機関(IMO)の世界海の日パラレルイベントを我が国で開催。

※ 今年の「海の日」は、7月20日

(注) 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の共催。

### 中央行事

「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージ

海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣表彰）

#### 世界海の日パラレルイベント

- Maritime Education and Training -

- ・ 式典
- ・ 国際シンポジウム

期間：平成27年7月20日～21日（予定）

#### 民間関連イベント

—「国民が広く海に関心を持つ（仮）」—

- ・ シンポジウム
- ・ 文化・観光・海洋教育・体験事業

期間：平成27年7月18日～26日（予定）

従前の取組に加え、特別行事（赤枠）を一体的に実施

中央行事との連携を一層強化

### 全国行事

#### 海フェスタくまもと

「つなぐ ひろがる 有明の海」

- ・ 記念式典（皇室のご列席）
- ・ 海の総合展、シンポジウム等

期間：平成27年7月18日～8月2日

熊本市ほか6市1町にて開催

#### 海の月間

—海の日の趣旨徹底や

健全な海事思想の普及—

自治体、関係団体・企業等によるイベント

期間：平成27年7月1日～7月31日

全国各地で開催

第12回総合海洋政策本部会合  
（平成26年12月26日）における  
安倍内閣総理大臣のご発言

来年は、海の日(7月20日)が制定されて20年目の節目の年となることから、国民の海洋についての理解と関心が一層深まるよう、関係省庁で連携し、取り組んでいただきたいと思います。

（総合海洋政策本部HPより抜粋）



# 5. 海事分野における新産業創出に係る取組状況

平成27年度新規  
150百万円

## 海洋開発関連技術者の育成に関する現状と課題

### <現状>

現在の海洋開発関連企業23社に海洋開発に従事する技術者数:約2,200人(内、造船関係130人)

(出典:海洋産業人材育成WG報告書)

### <課題>

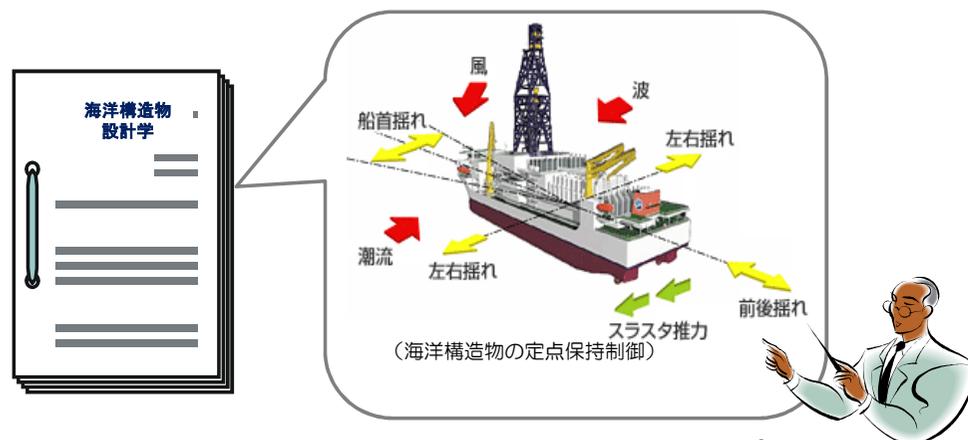
- ・ 開発や設計現場が必要とする実践的技術やノウハウを持った技術者が圧倒的に不足。
- ・ 海洋開発に必要な知識を体系的・包括的にカバーする専門カリキュラム・教材が国内には無い。
- ・ 国内プロジェクトの減少により、海洋開発技術者を育成する上で最も重要な現場におけるオペレーションを体験する機会が不足。

## 海洋開発関連技術者の育成のための施策

### ○海洋開発関連技術者の育成に向けた環境整備のための施策を展開

- ・ 海洋開発事業に従事している企業等との連携により専門カリキュラム・教材を開発
- ・ 海洋構造物特有の操船状況(定点保持など)を再現し、設計・操船等に必要な基礎的知識を習熟させるための挙動再現シミュレーションプログラムを開発
- ・ 海外大学等との連携体制(インターンシップ等)の構築に向けた調査

#### ○専門カリキュラムの開発



#### ○海外の大学等との連携体制の構築 (インターンシップ等)

#### ○挙動再現シミュレータプログラムの開発

